

## 阪神地域における郊外生活文化の形成—紳士録にみる所得階層

永藤 清子\* 新宅 賀洋\*\*

Formation of Suburban Life Culture in Osaka and Kobe Region from the  
Viewpoint of Income Tax in the Gentleman Record

Kiyoko EITO\* Kayo SHINTAKU\*\*

### Summary

This report to investigate what kind of people had lived in Osaka and Kobe Region in Taisho era was analyzed the income tax of inhabitant in arranged gentleman record.

As a result, we verified that there were many persons who payed large amount income tax in Sumiyoshi Mura, Mikage Cho and Naruo Mura.

The fact was shown that the relatively wealthy people to work at bank and insurance company had resided in this area.

Their exchanges had become very active and were played prominent role to form life culture in the Osaka and Kobe region.

In addition, we would like to verify the formation of life culture in these regions.

### キーワード key word

郊外生活	suburban life
阪神地域	osaka and kobe region
大正期	taisho era
紳士録	gentleman record
所得税	income tax

### 1. はじめに

明治38年4月に阪神電気鉄道が開業後、阪神間とくに大阪－神戸間の住宅地の人口が飛躍的に増大し、大正期以降の阪神地域における住宅地の発展と生活文化の形成に大きな影響を与えた。阪神電気鉄道が沿線への移住促進のために発行した雑誌『郊外生活』には、関西の経済界を代表する人物や医師、教授・教員、銀行員ら1,000人を超える住民の名が記録されている。筆者らは、阪神地域に移住してきた住民が、大

正期以降、阪神沿線に新たな生活文化を形成する下地がここに誕生したことを報告した（永藤他、2008）。

また、石川彦三郎代表者兼編纂者による「第15版日本紳士録」（明治43年、交詢社）および村上雄次郎著作兼発行者による「第29版日本紳士録」（大正14年、交詢社）を底本とする『明治大正昭和神戸人名録』を用いて、兵庫県武庫郡に居住する住人のデータを整理・分析したところ、紳士録に記載された人々は、農家は言うまでもなく職工・労働者、給料生活者の家庭よりもはるかに高い所得水準にある階層であることが推測された。

---

\* 本学教授  
\*\* 本学准教授

筆者らは、武庫郡を中心とする阪神地域について、地域を形成する住民の生活視点から文献を整理し、阪神地域および本学が位置する旧武庫郡鳴尾村周辺における生活文化形成過程を明らかにすることを研究目的に置く。本報告では、「第29版日本紳士録」を底本とする『明治大正昭和神戸人名録』に掲載されている対象者のデータから、個人の所得税に焦点を当て、どのような所得階層の人々が阪神地域および武庫郡に居住していたのか分析を試みた。

## 2. 研究方法

「第15版日本紳士録」(明治43年、交詢社)および「第29版日本紳士録」(大正14年、交詢社)を底本とする『明治大正昭和神戸人名録』から関係町村を抽出し整理分析した。また、武庫郡の趨勢をみるために『兵庫県統計書』の各年度版を、当時の税制の概要を把握するために東京税務監督署発行の『個人所得税便覧』を参考とした。

## 3. 大正期の所得税

明治20年に創設された所得税は、当初は国税の1～2%であったが、大正7年には第1位の税収となり国税の中心となった。特に大正10年度以降、所得税収入は法人税収入を上回り推移している。『明治大正大阪市史』によれば、大阪市民の国税負担のうち所得税負担額は、明治40年度2,121千円(国税負担の30.1%)、大正15年度は24,444千円(38.2%)と、地租、営業税、酒税等の他の租税を大きく上回っており、明治から大正にかけて、大阪市民の所得税額が著しく増加していることがわかる。

大正期には企業の発展に伴って給料生活者が増加、免税点(課税最低限)が明治20年の300円から大正2年に400円、大正7年500円、第1

次世界大戦の戦後恐慌にみまわれた大正9年に800円、関東大震災後の大正15年には1,200円へと引き上げられた。一方で社会政策上の観点から、大正2年に勤労所得控除、大正9年に扶養控除、大正12年には生命保険料控除が導入された。

しかし、当初は一般の人々には所得税の意識が薄く、納税申告が速やかに行われていなかったのではないと思われる。東京税務監督局が大正12年に刊行している『個人所得税便覧(所得税の計算と申告・申請の仕方)』では、所得税納税の意義がわかりやすく説明されている。「本書は、所得税法に依って何人にも課税される個人の所得税、即ち第3種所得税に関する事柄」を解説したのものであるとし、「極く少数の特殊な人及所得額の一定額に達せぬ場合の外は、男女老若の別を問わず、又その職業の何たるに拘らず、総て皆課税される」(傍点筆者)として、性別・職業・年齢に関係なく、法律によって誰でも税が課せられるものだと解説している。さらに、「所得税は、6億7,000万円の国税中約2億円を占め、各租税中‘一番多額な税金’であり、自己及び家族の生計の費用を差引き、純粋なる支出残額を‘所得’であると誤解している人もありますが(中略)かくのごとく所得税は‘一番大きな税金’であり、‘誰でも課税される税金’であり、さらに又‘純収入が残らなくてもかかる税金’である(中略)真に‘得心の行く納税’が行われんことを切に希望する」として、所得税の説明、計算、申告、申請の方法、不服申し立て等、必要に応じて係員が出向いて説明をする旨の記述がある。大正12年は、税法改正によって所得税の生命保険料控除が導入された年でもあり、すべての国民に周知する目的も大きいと考えられるが、国税の約3割以上を占め「一番多額な税金」である所得税を確実に

徴収する必要性に迫られていたともいえる。

課税対象者は、日本人・外国人を問わず、日本内地に「住所」か「1年以上居所」を有する人、日本内地に居住しない人については、日本内地にある「資産」「営業」より生ずる所得いずれか一つを有する人で、同居する一家族（「戸主とその同居家族」「戸主と別居する二人以上の同居家族」）の所得を合算して、年800円以上の人が納税の義務があった。この場合、同居家族の所得の合算は税率を定めるためのものであり、合算して税金を徴収するものではなく、算出した税額を家族各人の所得額に応じて按分することとしている。同書で紹介されている速算表を用いた個人所得税額（第3種所得税）は、所得金額2,703円の場合59円となる。ちなみに「第29版日本紳士録」の掲載基準である所得税41円以上を満たすためには、年間約2,300円以上の所得金額がある者ということになる。

課税対象者として、大正期の農家、労働者、給料生活者はどのような位置づけであったのか、いくつかの資料から検討する。

農商務省農務局は、大正10年3月～大正11年2月の1年間「農家経済調査」を行っている。東北地方15戸、関東地方15戸、中部地方17戸、北陸地方6戸、近畿地方14戸、中国地方11戸、四国地方7戸、九州地方15戸の合計100戸の全国平均では、農家所得1,067円631銭、農業以外の所得202円369銭で、所得計1,270円である。

昭和56年発行の週刊朝日編『値段の明治・大正・昭和風俗史』は、さまざまなモノやサービスの単位価格について明治・大正・昭和の時代にわたって比較を行い、価格は官庁や製造販売会社等の各種資料から抽出したものを使用、当時を知る著名人がそれについて評論する形式をとり、記録資料としても利用価値が高い本である。この中から給料に関する内容を取り上げる

と以下の通りである。

逡巡の初任給45円（大正9年、月俸、手当含まない基本給）、小学校教員の初任給40～55円（大正9年、月俸、手当含まない基本給）、公務員の初任給70円（大正7年、月俸、諸手当を含まない基本給）、銀行の初任給45～50円（大正9年、大卒、第一銀行の水準）である。ここにあげたのはあくまで初任給であり、この段階では所得税課税対象者にはなり得ない。企業が急激に発展しつつあり、個人所得税の改正が行われた時期と重なる大正7年以降、第2次世界大戦直前の昭和10年ころまでは、経済の急激な変化があったにも関わらず、初任給の変化はあまりみられていないことも確認しておきたい。しかし、昭和5年に三井信託に入行した作家土岐雄三によれば「初任給は安く、責任と権限を持つ上司になると、いまどき考えられぬほどのゼニが入った。」といい、高額所得者がこれらの層から輩出されることになる。

#### 4. 大正期における阪神地域の企業の発展

大正期の企業の発展について、大正7年に大阪毎日新聞が「激増する阪神の富力」と題して連載している。記事によれば、「今度の欧州戦争（筆者注、第1次世界大戦）で、日本の国内は至る処相応に金が儲かったが、其中で最も人の注意を惹き且つは羨慕の的となったのは阪神地方である」として、大正3～6年度の4年間で大阪市の法人所得は57割、神戸市のそれは164割の増加をみたと報告している。また記事では、阪神地方、特に大阪・神戸で大正3年度に法人純所得が1年50万円を超える会社は、大阪10（日本生命保険、南海鉄道、摂津紡績、大阪商船、大阪電灯、大阪合同紡績、久原鉱業、福島紡績、大阪瓦斯、宇治川電気の各株式会社）神戸5（合名会社鈴木商店、日本毛織、岡崎汽船、

川崎造船、神戸電機の各株式会社)のみであったが、大正6年度には、大阪府市部19、大阪府郡部4、兵庫県市部12、兵庫県郡部4と増加しており、大阪府市部で増加した会社として9つの企業名(大阪株式取引所、浪速銀行、三十四銀行、日本生命保険会社、住友銀行、岩井商店、北浜銀行、日本舎密会社、山口銀行)があげられている。なかでも、大阪株式取引所は、その所得が、大正3年度の19万6,509円から174万2,000余円に急増、「時局の結果株式の取引高が激増」したと報じている。

大阪毎日新聞の記事では、個人所得について「個人所得の増加は大阪府が第一、4年間に5割2分の増加、大阪市は7割1分の増加、次いで多いのは神戸であって、6割8分の増加」と報じている。大正6年度に10万円以上の個人所得があった者として紹介されているのは、大阪市内に54人、京都市内に4人、神戸市に19人、兵庫県武庫郡に5人である。名前があげられている主な人物を紹介すると、大阪では、住友吉左衛門(鉱山業)、佐渡島伊兵衛(金物商)、山本藤助(鉄商)、稲畑勝太郎(染料商)、乙宗源次郎(貿易商)、田中省三、尼崎伊三郎。神戸では、小寺健吉(地主)、勝田銀次郎(海運業)、成瀬正行(海運業)、乾新兵衛(海運業)、鈴木よね(貿易商)、岡崎忠雄(海運業)、松本源七(海運建築請負)、伊藤長蔵(貿易商)、中島保之助(貿易商)、範多竜太郎(貿易商)である。

これらの大企業に働く人々、すなわち銀行員・保険会社員・商社員・貿易従事者、および教員・公務員などの富裕層が、大阪から郊外に発達した電気鉄道沿線に移り住み郊外住宅地を形成したことは先に述べたとおりである。

## 5. 所得税から見る「日本紳士録」掲載者の階層

(1) 大正期における武庫郡主要町村の現住人口  
明治後期から大正期にかけての電気鉄道の発達によって、阪神地域の人口が急激に増加したことは先に報告した(永藤他、2007、2009)。ここでは、武庫郡の主要町村の現住人口の推移をみることで人口増加の状況を確認したい。武庫郡全体と、西宮町、住吉村、御影町、鳴尾村の4町村を取り上げる。これらは、明治44年現在、武庫郡において戸数1,000戸以上、人口5,000人以上の町村を抽出したものである。表1は、兵庫県統計書各年度版から、大正元年から大正14年までの大正期の4町村の人口とその増加傾向をみたものである。

武庫郡全体からみると、大正元年から14年までの14年間で1.6倍に増加している。ただし大正9年のみは、国勢調査が初めて行われた年度でもあり統計上の若干の影響と考えられる人口減少があるが、ほぼ毎年、前年度を超える人口増加である。4町村の14年間の人口増加は、西宮町1.8倍、住吉村1.8倍、御影町1.6倍、鳴尾村1.4倍である。総じて大正7年前後の人口前年増加率が高くなっており、西宮町は大正8年に前年より11.6%、大正10年には33.6%もの増加がみられた。住吉村、御影町は大正初期のころから人口増加の傾向がみられるが、特に大正4年の人口増加、すなわち住吉村10.6%、御影町11.9%の増加は、阪神電気鉄道が雑誌『郊外生活』を通じて、郊外への新たな住宅地開発を積極的に進めた時期と一致する。

鳴尾村は、阪神電気鉄道が阪神沿線の鳴尾村西畑に初めて借家経営をはじめ、昭和に入って森繁久弥や佐藤愛子が幼少期を過ごした地域でもある。また、鳴尾村の多くの農家がイチゴを栽培、大阪・神戸方面への出荷をはじめ、大正

表1 武庫郡主要町村の現住人口推移

(人、%)

年度	武庫郡		西宮町		住吉村		御影町		鳴尾村	
	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比	人口	前年比
大正元年	111,263	105.1	18,680	102.4	6,997	113.7	9,326	106.0	5,423	101.9
大正2年	114,942	103.3	20,149	107.9	6,685	95.5	10,017	107.4	5,563	102.6
大正3年	117,737	102.4	20,688	102.7	7,212	107.9	10,168	101.5	5,630	101.2
大正4年	125,717	106.8	21,690	104.8	7,973	110.6	11,382	111.9	5,620	99.8
大正5年	130,870	104.1	22,591	104.2	8,727	109.5	11,785	103.5	5,729	101.9
大正6年	135,794	103.8	23,507	104.1	8,727	100.0	11,785	100.0	5,904	103.1
大正7年	152,293	112.2	25,393	108.0	10,167	116.5	12,677	107.6	6,829	115.7
大正8年	164,241	107.8	28,327	111.6	10,623	104.5	13,153	103.8	6,681	97.8
大正9年	151,780	92.4	22,522	79.5	10,972	103.3	13,308	101.2	6,825	102.2
大正10年	160,881	106.0	30,099	133.6	11,529	105.1	13,759	103.4	6,861	100.5
大正11年	170,657	106.1	30,135	100.1	11,625	100.8	14,279	103.8	6,937	101.1
大正12年	187,088	109.6	32,360	107.4	12,248	105.4	14,841	103.9	7,332	105.7
大正13年	203,700	108.9	35,799	110.6	13,171	107.5	16,297	109.8	8,299	113.2
大正14年	182,786	89.7	34,554	96.5	12,625	95.9	15,311	93.9	7,515	90.6

注 1) 兵庫県統計書各年度版より永藤作成

2) 明治44年現在、武庫郡における戸数1000戸以上、人口5000人以上の町村を抽出

3) 西宮町は、大正14年より市制施行により西宮市となる

8年には鳴尾農業会と阪神電気鉄道の連携によりイチゴ狩りが始まり、畑で食べ放題、砂糖、ミルク、お茶による接待と竹籠入りのイチゴの土産付で大好評であった(永藤他 2006)。鳴尾村も、大正7年、大正13年に10%を超える人口の対前年増加率であった。

## (2) 日本紳士録掲載者の階層

日本紳士録には、掲載にあたっての基準が設けられている。「第15版日本紳士録」(明治43年、交詢社)では、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸とその付近に居住して、所得税21円(非常特別税含む)以上納入者、営業税のみ61円以上納入者、所得税21円以上と営業税51円以上納入者である。また、「第29版日本紳士録」(大正14年、交詢社)では、東京(東京市、荏原・豊多摩・北豊島・南足立・南葛飾郡)、横浜(横浜市、久良岐郡)、名古屋(名古屋市、愛知・西春日井郡)、京都(京都市、愛宕・葛野郡)、大阪(大阪市、三島・豊能郡)、神戸(神戸市、西ノ宮市、武庫郡)に居住して、所得税41円以上、または

営業税61円以上納入者が掲載の基準である。

武庫郡居住者で紳士録に掲載されている住民は、明治43年の「第15版日本紳士録」では8人にすぎなかったが、大正14年の「第29版日本紳士録」では、2,918人に増加し、掲載基準に達する所得税納税者が、大正期を通じて急増していることが確認できた(永藤他、2009)。先の4町村のうち、大正14年に市制施行された西宮町を除く3町村について、掲載者数の変化をみると、住吉村3人から471人、御影町0人から553人、鳴尾村1人から82人へといずれも急増している。先にみたように所得税41円以上の納税者は、年間約2,300円以上の所得金額があるものと推測され、一般の給料生活者の平均をはるかに上回る水準にある。ちなみに昭和8年に大阪市社会部から発行された「労働者の家計調査」、昭和9年発行の「給料生活者の家計調査」から、1世帯1か月平均の実収入(勤労収入および勤労外収入の合計)をみると、労働者約91円、給料生活者約98円であり、年間所得が1,000円に

も満たない階層の人々が大かたであろうと思われる。

表2は、大正14年の「第29版日本紳士録」から、掲載人数と所得税の概要を示したものである。

紳士録掲載人数の大正14年の各町村の現住人口に対する割合をみると、住吉村3.7%、御影町3.6%、鳴尾村1.1%であり、住吉村と御影村では鳴尾村と比べて41円以上の所得税を納める高額所得者の比率が高いことがわかる。所得税の平均額は、住吉村1,076円90銭、御影町1,000円、鳴尾村264円70銭で、住吉村、御影町の所得税額が極めて高いことがわかる。

職業別の内訳は、紳士録の記述にできるだけ忠実に分類、業種の判別できるものは業種内容にそって分類した。銀行・生命保険・その他金融関係と判別できるものは銀行・保険に、酒製造および酒樽製造等酒造に関する業種は酒造関係、高等学校・大学教員等は学校・教員、単に会社員と記載されているものは会社員に分類

した。地主および農業は、住宅地として急速に発展した地域の特性と考えそれぞれ個別に分類した。なお、役職としての取締役・社長の一部については関係する業種分類に含めたが、地域の特性をわかりやすくするために取締役/社長で再掲した。

住吉村は、3町村のなかで所得税平均およびその中央値が一番高く、最も富裕層が集積している地域である。銀行・保険関係の仕事に就いている47人の平均所得税は、2,426円40銭にもほっている。銀行・保険関係は御影町でも44人と多いが、所得税平均は1,928円と住吉村の平均よりも約500円程度低い。東京税務監督局の第3種所得税速算表にて、簡易計算を行うと、所得20万円の場合で約1,500円程度の所得税になる。当時は給料生活者で年間所得が1,000円に満たない層がかなり多いと思われる中で、所得税だけで給料生活者の年間収入を上回る層が出現していることがわかる。住吉村の

表2 日本紳士録（大正14年）掲載者所得税の概要

	住吉村		御影町		鳴尾村	
大正14年現住人口（人）	12,625		15,311		7,515	
紳士録掲載人数（カッコ内は大正14年現住人口に対する割合）	471人	(3.7%)	553人	(3.6%)	82人	(1.1%)
所得税記載がある人数	436人		511人		78人	

所得税（円）	平均		1,076.9		1,000.0		264.7
	中央値		160.5		147.0		98.5
主要職業内訳	銀行・保険	47人 <sup>*1)</sup>	2,426.4	44人 <sup>*2)</sup>	1,928.0	6人	131.7
	学校・教員	10人	89.0	11人	68.7	2人	147.0
	公務員・官吏	9人	282.4	9人	169.4	7人	92.4
	酒造関係	8人	409.6	74人 <sup>*3)</sup>	1,830.1	3人	2,388.0
	医師	9人	174.5	23人	373.4	2人	181.0
	会社員	47人	210.6	109人	247.5	15人	97.3
	地主	0人	—	0人	—	2人	709.0
	農業	0人	—	1人	77.0	7人	110.6
	(再掲)						
	取締役/社長	76人	3,562.3	65人	3,282.5	4人	178.5

\* 1) 取締役/社長22人を含む

\* 2) 取締役/社長2人を含む

\* 3) 取締役/社長1人を含む

第29版日本紳士録（大正14年）交詢社より永藤作成

東洋紡績社長斉藤恒三は32,590円、御影町の灘商業銀行頭取で本嘉納商店（株）社長の嘉納治郎右衛門は82,413円、鳴尾村の酒造家辰馬半左衛門は3,896円の所得税額が掲載されている。

この3町村には、紳士録の掲載基準である所得税41円を超える会社員が、多数いることも見逃せない。住吉村に47人、御影町に109人、鳴尾村に15人掲載され、所得税の平均がそれぞれ210円60銭、247円50銭、97円30銭であり、先の速算表を用いて計算すれば、5,000円を超える年間収入がある会社員が多数いたことになる。

鳴尾村では地主2人、農業7人が掲載されており、それぞれ709円、110円60銭の平均所得税である。鳴尾村が大正期に、それまでの農業中心の地域から大阪・神戸からの転入を受け入れる郊外住宅地域に変化していった様子を垣間見ることができる。

## 6. まとめ

本報告では、「第29版日本紳士録」（大正14年、交詢社）を底本とする『明治大正昭和神戸人名録』を用いて、個人の所得税に焦点を当てて整理し、大正期に阪神地域なかでも武庫郡に居住していた住民の所得階層の分析を試みた。その結果、大正期に人口が急激に増加した武庫郡住吉村、御影町、鳴尾村において、高額の所得税を納付していた人々が多数いたことを具体的な数値で確認することができた。とくに大阪あるいは神戸地域で急激に発達した銀行・保険会社関係に従事する人々をはじめ、比較的富裕な会社員がこの地域に居住していることを示した。

これらの人々は、地域における交流が非常に活発だったと思われる、園芸の品評会、写真展、六甲山への登山の様子などが、阪神電気鉄道が郊外生活宣伝のために発行した雑誌『郊外生活』で紹介されている。大正3年1月発行の第1巻

第1号では、阪神電気鉄道専務の今西林三郎氏夫人が毎週土曜日に主催する盛花の会の様子を次のように記されている。「阪神沿線における盛花の隆盛は意想外で、夙川にある今西林三郎氏夫人の如きは毎土曜日に六合軒の先生を自宅に迎えてお稽古に余念がない。それには付近の令嬢たちも集まって土曜の午後の今西邸は甚だ賑やからしい。」また、大正4年2月の第2巻第2号では、郊外生活発行掛りとして、「阪神沿線には多種多様の集会在月々催されて居ります。たとえばお花の会、お茶の会、謡の会、碁の会、音楽のお稽古の会、文学演芸の談話会、基督教信者の集り、仏教青年会等が沿線至る所に御座います。会の名と幹事または会長の住所御姓名をご一報願う。」と集会の紹介を乞う記事が掲載されている。

この地域に居住する富裕層を中心とする人々の交流はかなり活発であったと推測されるとともに、ここでの活動と交流が徐々に拡大し、阪神地域とくに武庫郡の生活文化の基盤形成に大きな役割を担っていたのではないと思われる。今後は、これらの富裕層の活動や交流について資料にあたり、阪神地域での生活文化の形成の状況を確認することを課題としたい。

## 参考・引用文献

1. 阪神地域における郊外生活文化の形成、永藤清子、新宅賀洋、甲子園短期大学紀要、第27号、2009
2. 阪神電気鉄道の発達と阪神地域における郊外生活の形成、永藤清子、甲子園短期大学紀要、第26号、2007
3. 給料生活者の家計調査、社会部報告第166号、大阪市社会部労働課、昭和9年
4. 郊外生活、太宰政夫、阪神電気鉄道、1914 - 1915

5. 個人所得税便覧、東京税務監督局、大正12年4月
6. 明治大正大阪市史、第1巻概説篇、成文堂、昭和41年復刻版
7. 明治大正昭和神戸人名録、日本図書センター、1989
8. 値段の明治・大正・昭和風俗史、週刊朝日編、朝日新聞社、昭和56年
9. 農家経済調査、農商務省農務局、大正13年
10. 大阪毎日新聞、1918.5.1-5.10、新聞記事文庫、神戸大学図書館
11. 労働者の家計調査、社会部報告第187号、大阪市社会部労働課、昭和8年
12. 租税資料特別展示、平成19年度特別展示、税務大学校、国税庁
13. 地域の伝統料理・食材と介護食についての一考察、永藤清子、新宅賀洋、原田理恵、甲子園短期大学紀要、第25号、2006